

○伊豆の国市簡易水道事業給水条例

令和 4 年12月20日

条例第33号

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 5 条―第14条）

第 3 章 給水（第15条―第23条）

第 4 章 簡易水道料金（第24条―第31条）

第 5 章 管理（第32条―第35条）

第 6 章 貯水槽水道（第36条・第37条）

第 7 章 雑則（第38条）

第 8 章 罰則（第39条・第40条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市が設置する簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適性を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第 2 条 簡易水道事業の給水区域は、伊豆の国市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和 4 年伊豆の国市条例第24号）第 3 条第 2 項に規定する区域とする。

（給水装置の定義）

第 3 条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第 4 条 給水装置は、次の表のとおりとする。

専用給水装置	1戸又は1か所で専用するもの
共用給水装置	1個のメーター（水の使用水量を計量する機器であって、市が設置したものをいう。以下同じ。）により2戸又は2か所以上で共用するもの

消火栓	消防用に使用するもの
特別給水装置	(1) 工事その他一時的に使用するもの (2) その他市長が認めた目的に供するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕にあつては、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。

2 前項の場合において、管理者は、必要があると認めるときは、同項の申込みの際に、利害関係のある者の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

3 次に掲げる場合は、給水装置の新設の承認をしないことができる。

- (1) 給水区域内における配水管が未布設の地区からの申込みである場合
- (2) 給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しい支障をきたすおそれがある明らかな場合
- (3) 簡易水道事業の事業計画では対応し得ない多量の給水量を伴う場合

(一部改正〔令和6年条例11号〕)

(基本加入分担金)

第6条 給水装置の新設又はメーターの口径（以下単に「口径」という。）を増す改造をしようとする者は、次の各号の場合に応じ、当該各号に定める額の基本加入分担金（以下「分担金」という。）を納入しなければならない。

- (1) 給水装置の新設をする場合 別表第1の左欄に掲げる口径の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額
- (2) 給水装置の口径を増す改造をする場合 別表第1の左欄に掲げる改造後の口径の種類に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額から同表の左欄に掲げる改造前の口径の種類に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を控除した額

2 分担金は、前条第1項の承認後、これを徴収する。

3 既に納入された分担金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると

認めたときは、この限りでない。

(工事の施行)

第7条 第5条第1項の規定による申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は法第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が施行する。

2 指定工事事業者は、前項の規定により給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者は、指定工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該配水管への取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

4 指定工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めたときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 前項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものとして解してはならない。

(メーターの設置)

第9条 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。ただし、メーターの設置が必要ないと管理者が認めた場合は、この限りでない。

2 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は、給水装置の所有者（所有者が不明の場合にあっては、使用者又は管理人）の負担においてこれを変更し、又は改善させることができる。

(工事の費用負担)

第10条 第7条の規定による給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、当該工事の申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者がその費用を負担する。

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100

分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の工事費に加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の納入)

第12条 管理者が給水装置工事を施行する場合において、管理者に当該給水装置工事の申込みをした者は、前条の規定により算出した工事費の概算額を管理者が指定する期日までに、あらかじめ納入しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完成後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(第三者の異議についての責任)

第14条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議の申立てがなされたときは、当該給水装置の申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 市は、給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合は、給水を制限し、又は停止することができる。

2 前項ただし書の場合において、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得な

い場合は、この限りでない。

- 3 第1項ただし書の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第16条 簡易水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、料金その他簡易水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。管理人に変更があったときも、同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 共用給水装置の所有者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認めた者

- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは管理者が貸与し、簡易水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「利用者等」という。）が保管するものとする。

- 2 利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 利用者等は、前項に規定する管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 利用者等は、給水契約の解約をしたときはメーターを撤去し、市に返却しなければならない。

(給水量の計量)

第19条 給水量は、メーターにより、6月、9月、12月及び3月においてあらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）に計量する。

- 2 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に計量することができる。

(水道の変更等の届出)

第20条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 簡易水道の利用者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏

名又はその所在地)に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 簡易水道の使用を中止するとき。

(2) 給水装置を廃止するとき。

(3) メーターの口径又は用途の変更をするとき。

(消火栓の使用)

第21条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、これを使用してはならない。

2 消火栓を消防の演習に使用するときは、その旨を管理者に届け出なければならない。この場合において、管理者がその必要がないと認めるときを除き、管理者の指定する職員の立会いを受けるものとする。

(使用者等の管理上の責任)

第22条 使用者等は、水が汚染され、又は漏水しないよう給水装置を管理するものとし、異状があるときは、直ちに、管理者に届け出るとともに、修繕その他必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、前項の措置が講じられない場合は、修繕その他必要な措置を講ずることができる。

3 前項の場合において、修繕その他の措置等に要した費用があるときは、当該使用者等の負担とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、これを徴収しないことができる。

4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、当該使用者等がその責めを負うものとする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を当該使用者等に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、当該検査を請求した者からその実費を徴収する。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。

第4章 簡易水道料金

(料金の支払義務)

第24条 簡易水道の使用料金（以下「料金」という。）は、使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置の所有者は、料金の納入について使用者と連帯して、その責任を負うものとする。

（料金）

第25条 料金は、定例日から次の定例日までの期間（以下「一使用期」という。）

につき、基本料金及び超過料金の合計額とする。

- 2 基本料金は、別表第2に定めるとおりとする。

- 3 超過料金は、一使用期について60立方メートルを超えた給水量に別表第3に規定する金額を乗じて得た額とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、臨時使用（工事現場等に一時的に給水するものをいう。）の料金は、使用された水量に1立方メートル当たり539円を乗じて得た額とする。

（使用水量の認定）

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき（前号の場合を除く。）。
- (3) 前2号のほか特別の理由があると管理者が認めたとき。

（特別の場合の料金の算定）

第27条 一使用期の中途において簡易水道の使用を開始し、又は中止したときの基本料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 簡易水道を使用する又は使用した期間（以下「使用期間」という。）が1月以下の場合 基本料金の3分の1の額及び当該一使用期について20立方メートルを超えた給水量に別表第3に規定する金額を乗じて得た額の合計額
- (2) 使用期間が1月を超え2月以内の場合 基本料金の3分の2の額及び当該一使用期について40立方メートルを超えた給水量に別表第3に規定する金額を乗じて得た額の合計額
- (3) 使用期間が2月を超える場合 基本料金及び超過料金の合計額

- 2 一使用期の中途においてその口径を変更したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 変更後の使用期間が45日以内の場合 変更前の口径における基本料金及び超過料金

(2) 変更後の使用期間が45日を超える場合 変更後の口径における基本料金及び超過料金

(臨時使用の場合の概算料金の納入)

第28条 工事その他の理由により一時的に簡易水道を使用する者は、簡易水道の給水契約の申込みの際、管理者が定める概算の料金をあらかじめ納入しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算の料金は、簡易水道の使用をやめたときに、精算する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、一使用期ごとに徴収するものとし、その方法は、納入通知書による払込み又は口座振替によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、簡易水道の使用を中止したときは、その都度徴収するものとする。

(分担金及び料金の減免)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない分担金及び料金を減額し、又は免除することができる。

(料金債権の放棄)

第31条 管理者は、消滅時効が完成した料金に係る債権について、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 法第17条の規定により給水装置を検査した場合において、管理者が水道管理上必要があると認めたときは、使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 管理者は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、給水を受ける者の給水装置が管理者又は指定工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又は

その者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

- 3 前項ただし書の規定による確認に要する費用については、同項の給水契約の申込者の負担とする。

(一部改正〔令和6年条例11号〕)

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、簡易水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 簡易水道の利用者が第10条の工事費、第22条第3項の修繕その他の措置等に要した費用又は第25条の規定による料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 簡易水道の利用者が正当な理由がなく、第19条の規定による給水量の計量又は法第17条の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第35条 管理者は、簡易水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第36条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところに

より、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

(過料)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去した者。ただし、修繕にあつては、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。
- (2) 正当な理由がなくて、第9条のメーターの設置、第19条の給水量の計量、第34条の給水の停止及び第35条の給水装置の切離し並びに法第17条の給水装置の検査を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第6条の分担金、第10条の工事費及び第24条の料金の徴収又は納入(以下「徴収等」という。)を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(一部改正〔令和6年条例11号〕)

(料金等を免れた者に対する過料)

第40条 詐欺その他不正の行為によって第6条の分担金、第10条の工事費及び第24条の料金の徴収等を免れた者については、その徴収等を免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日条例第11号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条第1項関係)

口径	金額
----	----

13mm	38,500円
20mm	99,000円
25mm	154,000円
30mm	231,000円
40mm	429,000円
50mm	682,000円
75mm	1,650,000円

別表第2（第25条第2項関係）

口径	金額
13mm	16,170円
20mm	24,255円
25mm以上	40,425円

別表第3（第25条第3項関係）

口径	金額
13mm	539円
20mm	808円
25mm以上	1,347円